本検討会議における前回までの議論等についての整理メモ (デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する検討事項について)

I. 国会図書館が担うべき役割について

- i. 検討事項① 国会図書館からの送信サービスについて
- 1. 送信サービスの実施について

送信サービスの実施については、以下の3点について、おおむね意見の一致が見られた。

- ① 国民の「知のアクセス」を確保するため、国会図書館が保有する知の集積(電子アーカイブ)を利活用することが重要であり、その利活用の在り方としては、「電子アーカイブ」のデータを一定の条件下により送信することにより、広く国民が電子アーカイブを利用できるように環境を整えること
- ② 送信サービスの実施にあたっては、電子出版市場に対してその形成、発展を阻害しないことや、権利者、出版者の利益を不当に害さないことに留意をして行うこと
- ③ ①で示された利活用促進の重要性に鑑み、将来のあるべき姿(検索サービスも含め)を十分に見据えた上で、<u>関係者の合意を踏まえ、可能な範囲から早急にサービスを実施するなど</u>戦略的な取組が重要であること

2. 国会図書館からの送信サービスの具体的な在り方について

送信サービスの具体的な在り方について、<u>送信範囲等において異なる以下の2つのパ</u>ターンが示された。

- (1) 国会図書館から地域の公立図書館、大学図書館等まで送信を行う。
 - ① 提案の概要
 - ア 公共サービスが介入する<u>サービス範囲は抑制的であるべき</u>。(抑制的なサービスであれば、権利制限の導入もありうるのではないか)
 - イ 地域の公立図書館等における送信されたデータの利用方法については、<u>閲覧のみ</u> とし、
 - プリントアウトを認めない。
 - ・1 つの出版物に対する複数者の同時閲覧は認めない。

など一定の制限を課すことが適当である。

ウ 制限されたサービスであっても、学術出版等の分野で送信サービスに前向きな権利者がいること等を考慮すれば、<u>関係者が合意しやすい範囲から送信サービスを</u> 行うべき。

- エ 基本的な考え方としては、<u>相当期間重版されていないなど、市場における入手が</u>困難な出版物等の提供が実現されるべき。
- オ 地域の公立図書館等で<u>出版物を閲覧できることは、当該出版物や関係する内容を</u> 持つ出版物等の購入意欲を喚起することにつながる。
- カ <u>プリントアウトや1つの出版物に対する同時閲覧を制限するのであれば、権利者、</u> 出版者の利益を不当に害することは少なく、無償供与が適当ではないか。
- キ 利用許諾を得たとしても、<u>電子出版市場との競合関係等の問題が生じた場合には、いつでも利用許諾を撤回することが可能となるようにするべき</u>。(仮に、権利制限がなされた場合においても、オプトアウト方式を導入するべき。)

② 提案に対する意見等

- ア 過去の出版物については、権利者の所在が不明確な場合が多い。このため、<u>不明</u> 権利者の捜索も行い得る集中的な管理機構を整備し、権利を一括して管理し、許 諾を出すということが必要ではないか。
- イ 公的機関等の調査研究報告書のような<u>広く一般的に活用されるべきものを優先的</u> <u>に対象</u>とするべき。
- ウ 1つの出版物に対する同時閲覧を制限するのではなく、<u>仮に有料であっても、複</u> 数者による同時閲覧を認めたほうがいいのではないか。
- エ 地域の公立図書館等までデータが送信されることにより、国民が当該図書館から 様々な情報を得ることが可能となり、<u>国民の「知のアクセス」の向上、情報の地</u> 域間格差の解消が見込まれる。
- オ 一口に図書館(図書館法2条)と言っても、公立図書館だけでなく一般社団法人 や一般財団法人等が設立した図書館まで様々な種類が存在し、人的・物的な面で 違いが存在するため、<u>送信サービスの範囲を全ての図書館までとすることは不適</u> 切な面もあるのではないか。但し、公立図書館については法令遵守の能力は十分 にあり、その規模や機能の違いにより区別されるべきではないと考えられる。
- カ プリントアウト等について制限をすることにより利便性の観点からは十分では ない部分が残るものの、<u>権利者、出版者の利益を不当に害する可能性は低く、</u>関 係者間の協議がすみやかに整い、早期のサービスの提供が実現する可能性は高い。
- キ 利用者は対価を払う必要がなくとも、国会図書館からの送信サービスの受け手でもある公立図書館については、何らかの負担を負うことが適当である。
- ク サービスの実施にあたっては、<u>障害者等に対するアクセシビリティ</u>にも留意する ことが重要。

(2) 国会図書館から各家庭等の端末まで送信を行う。

① 提案の概要

- ア 送信サービスについては、国民全てが便利に利用できることが重要であり、<u>サー</u>ビスの内容を抑制的にする必要はない。
- イ <u>権利者と出版者が相談の上、許諾条件を取り決め、当該条件に基づき、各家庭等</u> の端末に対して有料で送信を行うべき。
- ウ 具体的な使用料の額はともかくとして、<u>サービスの対価として一定程度の料金を</u> 徴収し、それを権利者、出版者に適切に分配することが重要である。
- エ 料金の徴収、分配を円滑に実施するため、<u>権利者と出版者とが協力して集中的な</u>権利処理機構を作ることが重要である。

② 提案に対する意見等

- ア 提案されたサービスが、<u>国会図書館が実施するべきサービスとして適切であるのかどうかについて検討が必要</u>である。
- イ 送信サービスの実施にあたっては、<u>電子出版市場との競合関係をどのように調整するべきかが課題</u>である。
- ウ サービスの実施にあたっては、利用方法や適切な対価の還元の仕方など解決すべき課題が多く、関係者間において長期間にわたる協議を行う必要があると思われ、 その実施までに時間がかかることが懸念される。
- エ サービスの実施にあたっては、<u>障害者等に対するアクセシビリティ</u>にも留意することが重要。

ii. 検討事項② 国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスについて

1. 検索サービスの実施について

検索サービスについては、以下の点について、おおむね意見の一致が見られた。

- ① <u>国会図書館の蔵書の検索サービスを充実させることの重要性</u>にかんがみ、当該サービスの提供が行われるようデジタル化資料を検索のためにテキスト化すること
- ② テキスト化の方法や検索結果の表示などにあたっては、通常の出版市場、さらに は電子出版市場に対してその形成、発展を阻害しないことや、権利者、出版者の 利益を不当に害さないことに留意をして行うこと

2. テキスト化の方法や検索結果の表示などに関する在り方について

テキスト化の方法や検索結果の表示などに関しては、以下の意見があった。

(1) テキスト化の方法について

- ア 国会図書館はデジタル化の方法については、<u>関係者との協議により当面は画像ファイルでその蔵書のデジタル化を進めることで合意を得ている</u>。このことからも蔵書のテキスト化自体はあくまで検索のためのものであるべき。
- イ 検索サービスについては、書誌事項検索、キーワード検索、本文検索など様々な 方法があるが、どれも一長一短があり、通常はこれらの検索を組み合わせること が必要である。本文検索が選択肢として追加されることは非常に重要である。
- ウ テキスト化については、PDF ファイルを OCR (光学的文字読み取り装置) にかけるだけで90パーセントを超える精度が確保でき、一定程度検索の用に耐えうると考えられる。本検討会議では当面 OCR を用いたテキスト化に対する合意が重要ではないか。また、テキストファイルの完成度を高めるためには莫大な予算がかかる。
- エ (有料でサービスを提供することを考えた場合) <u>テキストファイ化の作業については校正のためのボランティアを動員すれば短期間で行うことが可能</u>ではあり、本検討会議ではそのための<u>合意形成こそが重要ではないか</u>。
- オ 障害者福祉の観点からの音声読み上げソフトを用いたサービスの提供にあたっては、テキスト化が必要である。

(2)検索結果の表示について

- ア 本文検索サービスを早期に実現するということであれば、<u>スニペット表示は必ず</u> しも必要ではなく、書名などの書誌事項の表示で十分ではないか。
- イ 例えば、検索された言葉を含む1行程度の表示であれば、俳句などの文芸作品を 除き、自由に利用できる(著作権が働かない)場合が多いと考えられる。(必要に 応じて権利制限をすることも視野に入れるべき)
- ウ 辞書類、辞典類、又は俳句などのように、1行程度の表示でも本文利用の目的を 達してしまうものは、<u>検索結果の表示方法を工夫することが重要</u>ではないか。

iii. 検討事項③ デジタル化資料の民間等への提供について

これまで本検討事項については、特に集中的な検討が行われていないが、例えば以下のような考え方はどうか。

(1) 提供の促進について

国民の「知のアクセス」のさらなる確保のためには、国会図書館のデジタル 化資料の提供の促進は重要なことであり、権利者の許諾を前提に、民間事業 者等への提供は促進されるべきであると考えられる。

(2) 提供のための環境整備について

民間事業者等への提供にあたっては、利用者側において個別に許諾を得ることは効率的ではないことから、集中的な権利処理システムの構築により、簡易、迅速な方法により許諾を得ることが可能な方法の導入が必要であると考えられる。(集中的な権利処理システムの在り方については、本検討会議において別途検討。)

Ⅱ. 公立図書館等の役割について

公立図書館等の役割については、以下の意見があった。

- ア 既に大学図書館では、出版者等が提供する電子配信サービスに係る有償利用契約 を結び、利用者に無償で提供するということが行われている。<u>公立図書館におい</u>ても、これと同様の仕組みを導入するべき。
- イ 純文学や学術に係る入門書のように公立図書館等が実際に購入することで買い 支えられている出版物が存在する。国会図書館からの送信サービスは、公立図書 館がこうした出版物の購入を見合わせ、読者に人気のあるベストセラー本ばかり を購入することにもつながる可能性があり、こうした「複本」問題の顕在化のよ うな事態を避けるために蔵書として購入する出版物の選別の在り方などの事項 について、公の機関によるチェックを実施することが重要である。

(以上)